

平成28年度

事業計画書
(案)

社会福祉法人 橋本市社会福祉協議会

基本方針

昨今、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境の変化により、国民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。こうした中、平成 27 年 4 月より生活困窮者自立支援法が施行され、介護保険制度においては総合事業への移行が開始されるなど、身近な地域を基盤とした福祉施策へと制度改革が進んできています。

橋本市社会福祉協議会では、これらの施策のお手伝いをするとともに市民の誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、地域住民やボランティア、行政、他の福祉保健機関と協力して、地域福祉を推進する中核的な役割を果たせるように努めてまいります。

また、ボランティア活動や特定非営利活動法人の活動を支援するため、平成 26 年度から橋本市市民活動サポートセンターの指定管理を受けて中間支援施設として、これまで培ってきたボランティアセンター事業の運営ノウハウと、人的ネットワークを活かしながら様々な事業を展開して、本市におけるボランティアの一元化に努めて参りました。引き続き市民公益活動に関する情報の収集・集積や、連携を強化しながら中核的な拠点を目指して団体同士の情報の共有化や連携を図ることで、協働しながら持続可能な公益活動を進めていきます。

介護保険事業については、介護保険制度の改正がある中で事業として中長期的に計画を立てることは難しい面もありますが、年度毎に各事業の動向に注意しながら、収入の確保と事業所運営の安定化を図りながら利用者に満足して貰えるサービスに努めてまいります。

さらに、平成 27 年度法改正による軽度者対象の地域支援事業の一つ、生活支援体制整備事業を市から受託し、「生活支援コーディネーター」として、住み慣れた地域で出来るだけ長く住み続けて行けるよう、今後地域での高齢者支援に積極的に取り組んでいきます。

以上の基本方針のもと、市民の誰もが安心して暮らせるまちづくりのために市内外の様々な方々の「知恵と力」の提供をいただきながら、「**ふだんのくらしのしあわせ**をみんなでつくるまちづくり」に努めます。

I 法人組織の基盤強化

1. 組織運営

(1) 理事会

法人の執行機関として、事業計画及び予算・事業報告及び決算のほか、定款変更や各種規程の見直しなど法人運営上の重要事項について審議して適正な経営、事業を進めるため理事会を開催いたします。

(2) 評議員会

法人の議決機関として、事業計画及び予算・事業報告及び決算のほか、定款変更や各種規程の見直しなど法人運営上の重要事項について審議、議決するため評議員会を開催いたします。

(3) 監査会

法人の監査機関として、業務全般の執行状況並びに経理・資産状況等について厳正に監査するために監査会を開催いたします。

(4) 事務局運営

① 社協経営会議

会長、副会長、学識経験者、事務局管理職で構成され、社協が抱える問題や緊急課題に対応するため必要に応じ会議を開催します。

② 社協運営会議

組織運営、事業運営をスムーズに運ぶために会長も出席し、その時々課題や懸案事項、事業の進め方等についての協議を月1回開催します。

2. 委員会

(1) 財政委員会

会員増強運動等の自主財源の確保等、必要に応じ開催します。

(2) 事業委員会

事業の協議等、必要に応じ開催します。

3. 財政基盤

(1) 会費

社協協力金並びに賛助会費は、区長、自治会や個人会員及び企業、団体への協力が得られるように説明を行い、理解・協力を得て会員拡大に努めます。

(2) 善意銀行

善意銀行は、広く人々から善意の金品等の預託を受け入れ、地域福祉活動を行っている団体等に預託金を払い出し支援します。

(3) 共同募金

赤い羽根共同募金として、社会福祉を目的とする事業を幅広く支援し様々なニーズに応えられるよう募金運動を進めます。

- 区長、自治会、市内小中学校、市内企業等へ募集を行い協力が得られるように努めます。
- 理事、監事、評議員、民生委員児童委員の協力を得て街頭募金に取り組みます。
- 募金額は、全国的に減少傾向ではありますが目標額への達成を目指します。

4. その他

(1) 日本赤十字社社資募集

住民への周知を図るため区長、自治会長の協力を得ながら社資募集に取り組みます。募金額は全国的に減少傾向にありますが、本会に示された目標額への達成を目指して取り組んでまいります。

II 地域福祉事業

1. 福祉のまちづくりの推進

(1) 社協講座事業

高齢者の健康と趣味の活動など生きがいづくりをめざし市内在住の60歳以上の方を対象に、毎月1回の講座と7つのクラブ活動を行い、生涯学習・仲間づくりの場として開講します。

《必須講座》

■開催日・・・毎月第2水曜日（全12回）午後1時30分～午後3時

■場 所・・・橋本市教育文化会館 2階 大ホール

■募集人数・・・定員400名

■平成28年度実施予定内容

| 月 | 講座テーマ | 講師名 |
|----|--|-------------------------------------|
| 4 | 生涯現役を目指す！健康術 ～笑顔 は忘れない！笑いと音楽で認知症予防～ | お笑い理学療法士・おしゃべりテーション の会代表 日向亭 葵 氏 |
| 5 | 歯なしにならないための歯のはなし | 上方文化評論家 福井栄一 氏 |
| 6 | 高齢者の消費者被害にあわないために | 和歌山県消費生活センター (調整中) |
| 7 | 生きがいと自己表現 (仮) | 岸和田健老大学長 鶴田隆志 氏 |
| 8 | どじょうすくい世界を救う！ 露の眞、笑いのススメ | 落語家 露の眞 氏 |
| 9 | 健康増進、 若返りに役立つ3秒ウォーキング | 日本ウォーキング協会 公認ウォーキング 指導員 (調整中) |
| 10 | 講談で学ぶコミュニケーションアップ術 (仮) | 上方女流講談師 旭堂小二三 氏 |
| 11 | 人権学習について | 和歌山人権啓発センター (調整中) |
| 12 | 笑いのある人生 | 真言宗大津峰山大光寺 僧侶 宮本光順 氏 |
| 1 | ロコモティブシンドローム 健康で長生き | 医師 (調整中) |
| 2 | 健康情報の読み解き方・伝え方 | 元「ためしてガッテン」演出担当デスク 北折 一 氏 |
| 3 | 高齢社会にむけての生活設計 | 和歌山県金融広報委員会 (調整中) |

《自由選択クラブ活動》

| | | | |
|------------|---------|-----------|--------|
| 書道クラブ | 毎月第1火曜日 | 午後1時～午後3時 | (全11回) |
| 園芸クラブ | 毎月第1火曜日 | 午後1時～午後3時 | (全11回) |
| カラオケクラブ | 毎月第1火曜日 | 午後1時～午後3時 | (全11回) |
| 絵手紙クラブ | 毎月第1火曜日 | 午前10時～正午 | (全11回) |
| アレンジメントクラブ | 毎月第1木曜日 | 午後1時～午後3時 | (全11回) |
| リズム体操クラブ | 毎月第4月曜日 | 午後1時～午後3時 | (全11回) |
| 健康体操クラブ | 毎月第4木曜日 | 午後1時～午後3時 | (全11回) |

(2) 子育て支援事業（リフレッシュ教室）

未就学児をもつ親を対象に、親同士が集う機会や仲間作りの場として、日頃の育児疲れをリフレッシュするための機会を提供します。

■開催日・・・毎月1回 午前10時～正午（定員15名）

■場 所・・・市内各地区公民館、教育文化会館他

■平成28年度実施予定内容

| 月 | 講座テーマ | 講師名 | 場所 |
|----|----------------|---------|----------|
| 4 | 和菓子作り | 山川悦子 氏 | 隅田地区公民館 |
| 5 | リラクゼーション・ストレッチ | 米田芳子 氏 | 保健福祉センター |
| 6 | めんつゆの作り方 | 芳田有希子 氏 | 隅田地区公民館 |
| 7 | ウクレレ教室 | 高田慎司 氏 | 教育文化会館 |
| 9 | フットマッサージ | 岸田昌章 氏 | 教育文化会館 |
| 10 | 書道（きれいな字の書き方） | 諏訪原恵子 氏 | 教育文化会館 |
| 11 | 簡単指編み小物 | 嶋 桂子 氏 | 教育文化会館 |
| 12 | 簡単おせち料理 | 芳田有希子 氏 | 隅田地区公民館 |
| 2 | パン作り（チョコ・クリーム） | 平野貴代 氏 | 隅田地区公民館 |
| 3 | フェイスマッサージ | 上原一美 氏 | 保健福祉センター |

(3) 救急医療情報キット事業（あんしんカプセル）

救急時や災害時の備えとして「救急医療情報キットあんしんカプセル」の配布を継続して行います。

「あんしんカプセル」は、緊急時の安心安全を確保するため、かかりつけ医、血液型、持病、服薬等の医療情報、緊急連絡先などを記入した用紙を専用の容器（カプセル）に入れ、冷蔵庫に保管するものです。緊急の事態が起きた場合、当事者にかわり大切な「命の情報」を医療従事者や救急隊員等にお伝えします。

(4) 福祉団体支援事業

各団体の意見を尊重し、任意団体として自主的・主体的な活動を支援するため事務局機能を担ってまいります。

- 団体名
- ① 橋本市老人クラブ連合会
 - ② 橋本市身体障害者連盟
 - ③ 橋本市障害児者父母の会
 - ④ 橋本市母子寡婦福祉連合会
 - ⑤ 橋本市ボランティアサークル連絡協議会
 - ⑥ 橋本市赤十字奉仕団

(5) 社協福祉活動助成事業

上記の福祉団体等が実施する地域福祉活動に対する助成金を交付します。

(6) 善意銀行払い出し事業

市民から寄せられた善意銀行の預託金を効果的に活用するため、福祉向上を目的に行う活動や事業を支援するため預託金を払い出し、市民福祉の増進に寄与します。

(7) 第2次地域福祉活動計画

橋本市の「地域福祉計画」とともに連携を図りながら、平成24年3月に「地域福祉活動計画」（平成24年度～平成28年度）を策定しました。第1次計画では、市と別々に策定していた2つの計画を第2次計画（平成29年度～平成33年度）については、第1次計画の成果や課題を見直してより実効性のある計画とするため、市と社会福祉協議会が協働し一体的に計画を策定します。

(8) エンディングノート「私の思いノート」

自身が死亡したときや、判断力・意思疎通能力の喪失を伴う病気にかかったときにどうしてほしいか希望する内容をあらかじめノートに記入しておき、「いざという時」にあなた大切な人へあなたの「思い」を伝えるエンディングノートを希望者に配布します。

老いの支度として、最後まで自分らしく生き、残された家族が困らないよう元気なうちに準備をしておく「終活」のためのノートです。

ノートには「私のこと」や「私のお付き合い」「こどもの頃のこと」など自分の振り返りや、これから起こるかも知れないことへの備えとして「入院や介護が必要になったとき」や「葬儀のとき」など、家族にどうしてほしいかなどについて書き込める内容になっています。

(9) いきいきシニアリーダーカレッジ 橋本校 ※県社会福祉協議会受託事業

高齢者がそのもてる力を十分に発揮し、「誰もが生きがいを持ち、健康で自立した生活をおくれる長寿社会づくり」のため、地域活動をリードする人材を養成し、高齢者の社会参加活動を促進するために開催します。

受講資格：県内に在住するおおむね60歳以上の地域活動に意欲のある方

開催期間：平成28年5月～平成29年2月

開催日時：毎月第2・4火曜日 午後1時30分～2時間程度

開催場所：橋本市保健福祉センター他

① ささえあいコース（定員40名）＜毎月第2火曜日＞

介護保険や健康、支えあい活動等について学びます。

| 月 | 内容 |
|----|-----------------------------|
| 5 | 介護保険制度と新しい総合事業について |
| 6 | 介護予防「転ばないからだづくり」 |
| 7 | 遺言・相続について |
| 8 | 口腔機能向上～口の中の健康～ |
| 9 | 成年後見制度、福祉サービス利用援助事業 |
| 10 | 耳を傾ける・寄り添う傾聴 |
| 11 | 消費者被害にあわないために |
| 12 | 地域福祉活動とふれあいサロン |
| 1 | 食事と健康について～骨粗鬆症の予防と嚥下障害について～ |
| 2 | 認知症のある方とのお付き合い |

② 紀北の魅力発見コース（定員40名）＜毎月第4火曜日＞

紀北地域の歴史や文化、特産品等について学びます。

| 月 | 内容 |
|----|-------------------------|
| 5 | 紀北の魅力発見～橋本市郷土～ |
| 6 | 紀北の魅力発見～伊都歴史・文化～ |
| 7 | 紀北の魅力発見～観光～ |
| 8 | [実習]～郷土料理Ⅰ～ |
| 9 | 紀北の魅力発見～名産Ⅰ～ |
| 10 | 紀北の魅力発見～柿～ |
| 11 | 地域力向上のために～天災・減災地域の取り組み～ |
| 12 | 紀北の魅力発見～名産Ⅱ～ |
| 1 | [実習]～郷土料理Ⅱ～ |
| 2 | 紀北の魅力発見～伊都郡自然・歴史～ |

(10) 生活支援体制整備事業 ※橋本市受託事業

平成27年4月介護保険法の改正にともない「介護予防・日常生活支援事業（新しい総合事業）」が導入されます。要支援者の多様なニーズ、要支援者の能力を最大限に活かしつつ多様なサービスを提供する仕組みで、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施します。

当協議会は、生活支援コーディネーターとして、地域での高齢者支援のための体制づくり、日常生活の支援について住民とともに取り組んでまいります。

2. 広報・啓発活動

(1) 広報紙の発行

市民への情報提供は、福祉事業を進めるには極めて重要であることから社会福祉協議会の事業内容の紹介と福祉活動への参加していただくための媒体とし、毎月1回広報紙「社協だより『なごみ』」を発行します。また、ホームページの充実にも努めます。

- ① 社協だより『なごみ』の発行（全12回）
- ② 社協ホームページ（随時更新）<http://hashimoto-syakyo.jp>
- ③ 声の広報（全12回）

※声の広報は、視覚障がい者の方の情報確保として、ボランティアグループ 朗読グループ テープはしもとに協力いただき「社協だより」「広報はしもと」「議会だより」「病院だより」をカセットテープに吹き込んでいただき、ダビングしたカセットテープを利用者に届けています。

(2) 社協まつり「社協映画祭」

社協活動の理解と啓発・PRのため、日本赤十字社と共催して映画祭を開催します。

3. 福祉教育の推進

小・中学校の児童・生徒を対象に、福祉教育及び学習の機会を提供することで福祉に関心・興味を持ってもらい、体験や障がい者との交流活動を通して福祉の心を育てるため実施します。

① 福祉協力校モデル指定校事業（指定校3校）

市内小・中学校から単年度指定校として3校に助成金を交付し、学校の特色を活かした福祉学習や体験事業等を行います。

② キャップハンディ体験事業

本会職員が指導者となり、児童・生徒に様々な用具を装着させ、高齢者・障がい者の立場にたち、自分たちや学校としてできることは何かを考えるための体験事業を行います。

③ 障がい者理解のための学習・講話

橋本市聴覚障害者協会・橋本市身体障害者連盟視覚部会の各会員に協力いただき、講師として自身の体験や生き立ち・生活状況のお話をさせていただくとともに、ゲーム等を用いた体験学習を行います。

④ 点字教室

ボランティアサークル 点字サークルてんとう虫に協力いただき、初心者向の点字体験を行います。

Ⅲ ボランティア・市民活動の推進

社協ボランティアセンター事業の運営とともに、橋本市市民活動サポートセンターの指定管理者としてこれまで培ってきたノウハウと人的ネットワークを活かしながら、様々な事業を展開してまいります。

市民活動サポートセンターは、市民が連携し活動できる場として自主的な活動を促進しあらゆる公益活動の総合的な拠点として、市民公益活動に関する情報の収集と団体同士の情報の共有化や連携を図ることで、協働しながらこれらの活動を支援してまいります。

(1) 橋本市市民活動サポートセンター事業

① 利用登録団体の加入促進

現在 111 団体に利用登録していただいておりますが、さらにPR等を行い利用者の拡大に努めます。

② 市民公益活動に係る情報や資料の収集及び提供

ア) サポートセンター情報の提供（情報紙の発行）（年6回）

当協議会が発行している「社協だより『なごみ』」（年12回発行・全戸配布）にサポートセンター主催事業についての情報を掲載するとともに、利用登録団体の情報や助成金情報等を掲載し広く市民に情報を提供します。

イ) ホームページの運営

サポートセンターの情報発信、PR等、市民公益活動のより活発的な活動支援を行う情報媒体の一つとして積極的に取り組みます。

- 新着情報（サポートセンター及び登録団体、市民公益活動等に関する最新情報）
- 施設紹介（サポートセンターの所在地、連絡先、アクセス、機能紹介等）
- 施設利用案内（施設を利用するにあたっての利用料金のお知らせ等）
- 登録団体一覧（各利用登録団体の紹介）
- イベントカレンダー（サポートセンター主催事業等のお知らせ）
- NPO設立に向けて（NPOの立ち上げや運営等の定例の相談日時のお知らせ等）

③ 市民活動等に係る相談事業

ア) 市民活動等に関する相談

随時（窓口相談、電話相談、メールによる相談）

イ) NPO相談会

毎月第2・4水曜日 午前10時～午後4時 要予約

④ 市民公益活動の活性化等の促進および人材育成事業

- ア) 育成・啓発講座（年4回開催）
- イ) ボランティア活動保険加入手続き

⑤ 市民活動を行う団体等の交流の機会に関する事業

- ア) おはなしサロン（年5回実施）

様々な分野で活動されているNPO、ボランティア、または活動に興味がある人を対象に交流を深め、お互いの情報収集のための機会を提供するとともにサポートセンターの利用促進を行います。

- イ) ボランティア体験フェアへの参加（年1回実施）

新たにサポートセンター登録団体への参加呼びかけを積極的に行い、それぞれの活動内容の紹介や啓発を通じて広く市民に理解していただき、活動の推進・普及に繋げるとともに、ボランティア・市民活動団体同士の更なる連携強化へと進めていきます。

⑥ 活動拠点としての施設利用の充実および促進

- ア) フリースペース

利用登録者（団体）が、市民公益活動に関する打ち合せや話し合いスペースとして利用しやすいよう、机・椅子・パーテーション等は常に清潔にするとともに、安心して利用できるようマネジメントを行います。

- イ) レターケース

利用登録者（団体）が、団体間の情報交換や連絡に無料で利用できる機能の充実に努めます。

- ウ) ワークスペース（印刷室）

利用登録者（団体）が、市民活動に関するチラシや会報等の印刷、ポスターやイベント幕等の拡大印刷等に利用いただけるよう支援します。

- エ) 掲示板・リーフレットスペース

利用者登録者（団体）による市民公益活動に関する掲示物や、行政機関、民間等からの市民活動に関する掲示物および助成金情報等を分類掲示し、市民活動支援としての情報スペースの充実に努めます。

- オ) ロッカー

利用登録者（団体）が、サポートセンターで行う活動に必要な資料や事務用品及び消耗品等の保管を行い、安心して利用いただけるよう支援を行います。

(2) ボランティアセンター事業

① 育成・体験講座

ボランティア活動に関心をもってもらうためのキッカケづくりとして体験講座や育成講座を開催します。

ア) 夏のボランティア体験事業（7～8月）

ボランティア活動へつながるきっかけづくりの場の提供として、7～8月の夏休みや休暇が取りやすい時期に、橋本市内で活動しているボランティアグループや地域ふれあいサロン、団体、施設等にボランティア受け入れ協力や要請を行い、体験機会の提供を行います。

イ) ボランティア体験フェア

当協議会と橋本市ボランティアサークル連絡協議会との共催により、「ふれて・学んで・楽しんで」をテーマに、市民の方々へボランティア活動の普及・啓発を行います。さらにボランティア活動への参加の機会行い参加サークル同士の交流・連携を図ります。

ウ) ボランティア育成講座（年1回）

「ボランティアとは何をするの？」等、基礎からの育成講座を開催します。

② 災害時対応の整備

地域福祉の視点から災害時を想定した福祉救援活動体制づくりに取り組みます。

ア) 災害ボランティアセンター設置マニュアル作成

イ) 災害ボランティアセンター設置訓練（橋本市）

ウ) 防災・災害訓練への参加

③ 交流事業

一人暮らし高齢者と市内小・中学校の児童・生徒との交流のため、小・中学生に「暑中見舞いはがき」と「年賀状」を書いて貰い、市の災害時要援護者登録制度に登録された高齢者宛にお届けします。

④ ボランティア活動保険加入登録

ボランティア活動を安心して行っていただくため、加入促進に努めます。

IV 福祉サービス事業

(1) 福祉サービス利用援助事業

判断能力が不十分な方へ、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い日常生活を支援します。判断能力が低下しても、日常生活が過ごせるよう本人の意思を尊重しながら、その人らしい暮らしを応援していきます。

- ・福祉サービス援助事業・・・ ※県社会福祉協議会受託事業
- ・成年後見法人後見事業・・・ 福祉サービス利用援助事業を利用している人で、判断能力を欠く状態になり「市長により成年後見の申し立てを行う場合」に家庭裁判所の審判を経て、橋本市社会福祉協議会が法人として成年後見人となり、身上監護や財産管理を行います。

(2) 生活福祉資金貸付事業 ※県社会福祉協議会受託事業

収入が少なく必要な資金の融資が他から受けることが困難な世帯に、必要最小限の資金を貸し付けます。また生活問題解決の視点で相談支援も行い、世帯の自立支援を行います。

- <資金の種類>
- ①総合支援資金
 - ②福祉資金
 - ③教育支援資金
 - ④不動産担保型生活資金

(3) 総合相談事業

① 福祉なんでも相談

福祉・介護・生活課題などの悩みがある方や、その家族のさまざまな相談に応じます。地域の身近な相談窓口としてご近所の協力を得たり、制度・サービスを活用して課題解決する方法を一緒に考えます。また、悩みごとを抱えたご本人またはその家族と、各種専門機関との間をコーディネートします。

■相談日時 毎週水曜日（祝日・年始年末は休み）午後1時～4時

② 心配ごと相談所

福祉に関すること、市民の身近な生活問題の解決に向けて助言を行うとともに行政や専門機関への橋渡し等を行います。

■毎週月曜日、第1金曜日 午後1時～4時

■毎週月曜日 橋本市保健福祉センター2階会議室

第1金曜日 高野口地区公民館1階相談室

※相談員は民生委員児童委員、篤志奉仕者12名

(4) 自家用有償旅客運送（福祉有償運送）

他の交通手段では、外出困難な障がい者への通院等の支援を行います。

(5) 福祉器具等貸出事業

① 車椅子送迎車貸出事業（リフトくん）

他の交通手段では外出困難な身体障がい者や要介護高齢者等の外出援助を行うため、車椅子対応のワゴン車（普通車）を貸出します。

② 車椅子貸出事業

歩行困難な高齢者・身体障がい者等の方々へ、日常生活を支援するために貸出をします。

V 在宅福祉サービス事業

介護サービスと障害福祉サービスの事業所として、利用者本位のサービス提供に心掛けるとともに、サービスの質向上に取り組みます。また、事業の安定化と信頼性を高めるため、職員の機動性の向上や専門知識の向上に取り組みます。

(1) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

介護保険の認定を受けた利用者に対して、在宅生活を支援するためホームヘルパーによる食事や入浴、排泄等の身体介護と生活援助のサービス提供に努めます。

(2) 居宅介護支援事業（ケアプラン）

要介護認定の受けた高齢者に適切なケアプランを立て、自立した生活を支援することに努めます。

(3) 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づき、居宅において自立した生活を営むことができるよう身体介護、家事援助サービスを提供します。

